

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

平成29年11月1日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

\*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲545	報告書	H29.11.1	一審原告ら訴訟代理人弁護士島田広, 笠原一浩	石井吉徳の意見書(甲494)作成の経緯。一審被告による本件原発の敷地に関する反射方地震波探査の結果の評価が, 物理探査の専門家からすれば到底受け入れがたい初歩的誤りであることについて, 石井氏と物理探査学会元理事の田村八洲夫氏の見解は一致していること	
甲546	『大飯原発再稼働阻止』訴訟に提出の『反射法地震探査』のデータ評価 - shiftm』と題する書面(インターネット文書)	H29.5.7	田村八洲夫	物理探査学会元理事である田村八洲夫氏が, 一審被告による本件原発の敷地に関する反射方地震波探査の結果の評価について, 一瞥して断層の存在が推定されるのに「特異な構造は認められない」とするのは「科学的事実から逸脱した虚偽の判断」であると厳しく批判していること	